

事 務 連 絡
平成26年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項
について」等の一部改正について」等の一部訂正について

下記の通知および事務連絡について、別添のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- 別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）
- 別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）
- 別添3 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成26年6月30日保医発0630第2号）
- 別添4 「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について（平成26年6月30日事務連絡）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
(平成26年 3 月 5 日保医発0305第 7 号)

訂正箇所

(別表) の I の手術を次のように改める。
手術

特定診療報酬 算定医療機器 の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
水圧式ナイフ	機械器具（12）理学診療用器具	水圧式ナイフ	加圧した生理食塩水を用いてデブリードマンが可能なもの	K002	デブリードマン 注 4 水圧式デブリードマン加算
経皮病変識別マーカ	医療用品（4）整形用品	植込み型病変識別マーカ	放射線治療において、経皮的に留置する金属マーカであるもの	K007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術
位置情報表示装置	機械器具（12）理学診療用器具	手術用ナビゲーションユニット	定位手術の際、電磁場を用いて髄内釘等の位置情報を表示するもの	K046	骨折観血の手術
骨電気刺激装置	機械器具（12）理学診療用器具	電気骨折治療器	骨折の治療促進を行うことが可能なもの	K047	難治性骨折電磁波電気治療法
超音波骨折治療器	機械器具（12）理学診療用器具	超音波骨折治療器	超音波を用いて骨折の治療促進を行うことが可能なもの	K047-2	難治性骨折超音波治療法
				K047-3	超音波骨折治療法
患者適合型変形矯正ガイド	機械器具（58）整形用機械器具	患者適合型単回使用骨手術用機械	変形骨の矯正手術における患者適合型の骨切りガイドであるもの	K054	骨切り術 注 患者適合型変形矯正ガイド加算
				K057	変形治療骨折矯正手術 注 患者適合型変形矯正ガイド加算
体外衝撃波疼痛治療装置	機械器具（12）理学診療用器具	体外衝撃波疼痛治療装置	体外衝撃波を用いて疼痛の治療を行うことが可能なもの	K096-2	体外衝撃波疼痛治療術
植込型神経刺激装置リード イントロデューサーキット	機械器具（12）理学診療用器具	植込み型排尿・排便機能制御用スティミュレータ	仙骨神経刺激装置用リードを仙骨裂孔へ挿入・留置することが可能なもの	K190-6	仙骨神経刺激装置植込術
				K190-7	仙骨神経刺激装置交換術
緑内障治療用インプラント	医療用品（4）整形用品	眼内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの	K268	緑内障手術 4 緑内障治療用インプラント挿入術 （プレートのないもの）
				K268	緑内障手術 5 緑内障治療用インプラント挿入術 （プレートのあるもの）
眼科用光凝固装置	機械器具（31）医療用焼灼器	眼科用レーザー光凝固装置	眼科用レーザー光凝固装置であるもの	K270	虹彩光凝固術
		眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置		K271	毛様体光凝固術
				K273	隅角光凝固術

				K276	網膜光凝固術
網膜復位用ガス	医療用品（４）整形用品	網膜復位用人工補綴材	眼球内部より剥離した網膜を脈絡膜上に復位・固定するために、硝子体腔内に充填するガスであること	K275	網膜復位術
				K280	硝子体茎頭微鏡下離断術 1 網膜付着組織を含むもの
				K281	増殖性硝子体網膜症手術
眼科用レーザー手術装置	機械器具（31）医療用焼灼器	眼科用パルスレーザー手術装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	後発白内障切開術が可能なもの	K282-2	後発白内障手術
超音波白内障手術装置	機械器具（12）理学診療用器具	白内障・硝子体手術装置	水晶体の破砕が可能なもの	K282	水晶体再建術
	機械器具（29）電気手術器	水晶体乳化術白内障摘出ユニット			
前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	機械器具（72）視力補正用レンズ	前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	白内障に対する手術後の無水晶体眼の視力補正が可能なもの	K282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合
高周波電流電気手術器	機械器具（29）電気手術器	バイポーラ電極	高周波電流により扁桃組織の切除及び凝固が可能なもの	K377	口蓋扁桃手術
心臓固定用圧子	機械器具（42）医療用剥離子	単回使用臓器固定用圧子	心拍動下における心臓手術時に、心臓の特定部位の動きを制限するもの	K552-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）
植込型医薬品注入器	機械器具（74）医薬品注入器	皮下用ポート及びカテーテル 長期的使用注入用植込みポート	繰り返し薬液投与を行うために体内に留置するもの	K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置
				K618	中心静脈栄養用植込型カテーテル設置
レーザー手術装置（Ⅰ）	機械器具（31）医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術

		数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー K T Pレーザー			
レーザー手術装置（Ⅱ）	機械器具（31）医療用焼灼器	P D Tエキシマレーザー	光線力学療法が可能な波長630nmのエキシマ・ダイレーザー又はY A G・O P Oレーザーであるもの	K510-2	光線力学療法
				K526-3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法
				K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
				K872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法
レーザー手術装置（Ⅲ）	機械器具（12）理学診療用器具 機械器具（31）医療用焼灼器	体内挿入式レーザー結石破碎装置 色素レーザー ホルミウム・ヤグレーザ	経皮的尿路結石破碎が可能なもの	K781	経尿道的尿路結石除去術

		パルスホルミウム・ヤグレーザ 色素・アレキサンドライトレーザ			
レーザー手術装置（Ⅳ）	機械器具（31）医療用焼灼器	ダイオードレーザ	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術
レーザー手術装置（Ⅴ）	機械器具（31）医療用焼灼器	PDT半導体レーザ	原発性悪性脳腫瘍に対する光線力学療法が可能なもの	K169	頭蓋内腫瘍摘出術 注2 原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算
病変識別マーカ	医療用品（4）整形用品	植込み型病変識別マーカ	肺癌に対する放射線治療において、局所制御率の向上を目的に経内視鏡的に留置する金マーカであること	K509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカ留置術
心臓内三次元画像構築装置	機械器具（21）内臓機能検査用器具	心臓カテーテル用検査装置	体表面電極から発生する微弱な電気信号を体外式ペースメーカー用カテーテル電極（磁気センサーを有するものを除く。）等により検出し、三次元心腔内形状を作成し、これらのカテーテル電極にて検出した心電図との合成により三次元画像を構築することが可能なもの	K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術（三次元カラーマッピング加算）
磁気ナビゲーションシステム	機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管	心臓マッピングシステム ワークステーション	磁場の方向を変化させることによりカテーテルの屈曲の制御が可能なもの	K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術 注2 磁気ナビゲーション加算
体外型心臓ペースメーカー	機械器具（7）内臓機能代用器	侵襲式体外型心臓ペースメーカー 非侵襲式体外型心臓ペースメーカー 経食道体外型心臓ペースメーカー	不整脈の補正（心臓ペーシング）が可能なもの	K596	体外ペースメーカーリング術
マイクロ波手術器	機械器具（29）電気手術器	焼灼術用電気手術ユニット	マイクロ波により組織の止血及び凝固が可能なもの	K697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
				K695	肝切除術
ラジオ波手術器	機械器具（29）電気手術器	治療用電気手術器	ラジオ波により組織の凝固が可能なもの	K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
冷凍手術器	機械器具（31）医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット	組織の凍結及び壊死が可能なもの	K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
結紮器及び縫合器	機械器具（30）結紮器及び縫合器	体内固定用組織ステープル	直腸粘膜の環状切離及び吻合が可能なもの	K743	痔核手術 5 PPH

体外式衝撃波結石破砕装置 (Ⅰ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (Ⅱ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石及び腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
				K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (Ⅳ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置	胆石、膵石及び腎・尿路結石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
				K699-2	体外衝撃波膵石破砕術
				K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
恥骨固定式膀胱頸部吊上術用装置	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	尿失禁挙上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うことが可能なもの	K823	尿失禁手術 1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの
経尿道的前立腺高温度治療装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	高周波式ハイパサーミアシステム マイクロ波ハイパサーミアシステム	経尿道的にアプリーケータを挿入して前立腺肥大組織を45度以上まで加温することができるもの	K841-3	経尿道的前立腺高温度治療
超音波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波治療器	経肛門的にプローベを挿入して、超音波により前立腺肥大組織を60度以上まで加熱することができるもの	K841-4	焦点式高エネルギー超音波療法
分娩用吸引器	機械器具 (32) 医療用吸引器	分娩用吸引器 手動式分娩用吸引器	吸引娩出に用いられるもの	K893	吸引娩出術
胎児シャント	機械器具 (51) 医療用嘴管及び体液誘導管	胎児胸水排出用シャント	胎児の胸水を母体の羊水腔に持続的に排出することが可能なもの	K910-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術
自家輸血装置	機械器具 (7) 内臓機能代用器	自己血回収装置 単回使用自己血回収キット	術野から血液を回収して、濃縮及び洗浄又は濾過を行い、患者の体内に戻すことが可能なもの	K923	術中術後自己血回収術
自己生体組織接着剤作成用機器	機械器具 (7) 内臓機能代用器	血漿成分分離用装置	貯血した自己由来の血漿から、生体組織接着剤を調整するためのもの	K924	自己生体組織接着剤作成術
超音波手術器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波手術器	超音波により組織の凝固、切開又は破砕が可能なもの	K931	超音波凝固切開装置等加算
超音波吸引器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波吸引器	超音波により組織の破砕、乳化又は	K931	超音波凝固切開装置等加算

			吸引が可能なもの		
電気手術器	機械器具 (29) 電気手術器	治療用電気手術器	電気により血管及び組織の閉鎖又は剥離が可能なもの	K931	超音波凝固切開装置等加算
患者適合型手術支援ガイド	機械器具 (58) 整形用機械器具	患者適合型単回使用関節手術用器械	骨手術における患者適合型の手術支援ガイドであるもの	K939	画像等手術支援加算 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの
手術用ロボット手術ユニット	機械器具 (12) 理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット	三次元画像を通して、術者の内視鏡手術器具操作を支援することが可能なもの	K939-4	内視鏡手術用支援機器加算

「特定保険医療材料の定義について」
(平成26年 3 月 5 日保医発0305第 8 号)

訂正箇所

別表Ⅱの057.(3)を次のように改める。

057 人工股関節用材料

(3) ④ 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（直接固定型）・特殊型(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）であること。

イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。

ウ 固定方法が直接固定であること。

エ 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、⑫と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について（平成26年6月30日保医発0630第2号）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（平成26年3月5日保医発0305第7号）の一部改正について

訂正箇所

- 1 （別表）のⅠの手術を次のように改める。
手術

特定診療報酬算定 医療機器の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
水圧式ナイフ	機械器具（12）理学診療用器具	水圧式ナイフ	加圧した生理食塩水を用いてデブ リードマンが可能なもの	K002	デブリードマン 注4 水圧式デブリードマン加算
経皮病変識別マーカ	医療用品（4）整形用品	植込み型病変識別マーカ	放射線治療において、経皮的に留 置する金属マーカであるもの	K007-2	経皮的放射線治療用金属マーカ留置術
位置情報表示装置	機械器具（12）理学診療用器具	手術用ナビゲーションユニッ ト	定位手術の際、電磁場を用いて髄 内釘等の位置情報を表示するもの	K046	骨折観血的手術
骨電気刺激装置	機械器具（12）理学診療用器具	電気骨折治療器	骨折の治癒促進を行うことが可能 なもの	K047	難治性骨折電磁波電気治療法
超音波骨折治療器	機械器具（12）理学診療用器具	超音波骨折治療器	超音波を用いて骨折の治癒促進を 行うことが可能なもの	K047-2	難治性骨折超音波治療法
				K047-3	超音波骨折治療法
患者適合型変形矯正ガイ ド	機械器具（58）整形用機械器具	患者適合型単回使用骨手術用 機械	変形骨の矯正手術における患者適 合型の骨切りガイドであるもの	K054	骨切り術 注 患者適合型変形矯正ガイド加算
				K057	変形治癒骨折矯正手術 注 患者適合型変形矯正ガイド加算
体外衝撃波疼痛治療装置	機械器具（12）理学診療用器具	体外衝撃波疼痛治療装置	体外衝撃波を用いて疼痛の治療を 行うことが可能なもの	K096-2	体外衝撃波疼痛治療術
植込型神経刺激装置リー ドイントロドューサーキ ット	機械器具（12）理学診療用器具	植込み型排尿・排便機能制御 用スティミュレータ	仙骨神経刺激装置用リードを仙骨 裂孔へ挿入・留置することが可能 なもの	K190-6	仙骨神経刺激装置植込術
				K190-7	仙骨神経刺激装置交換術
緑内障治療用インプラン ト	医療用品（4）整形用品	眼内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの	K268	緑内障手術 4 緑内障治療用インプラント挿入術 （プレートのないもの）
				K268	緑内障手術

					5 緑内障治療用インプラント挿入術 (プレートのあるもの)
眼科用光凝固装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	眼科用レーザー光凝固装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	眼科用レーザー光凝固装置であるもの	K270	虹彩光凝固術
				K271	毛様体光凝固術
				K273	隅角光凝固術
				K276	網膜光凝固術
網膜復位用ガス	医療用品 (4) 整形用品	網膜復位用人工補綴材	眼球内部より剥離した網膜を脈絡膜上に復位・固定するために、硝子体腔内に充填するガスであること	K275	網膜復位術
				K280	硝子体茎頭微鏡下離断術 1 網膜付着組織を含むもの
				K281	増殖性硝子体網膜症手術
眼科用レーザー手術装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	眼科用パルスレーザー手術装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	後発白内障切開術が可能なもの	K282-2	後発白内障手術
超音波白内障手術装置	機械器具 (12) 理学診療用器具 機械器具 (29) 電気手術器	白内障・硝子体手術装置 水晶体乳化術白内障摘出ユニット	水晶体の破砕が可能なもの	K282	水晶体再建術
前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	機械器具 (72) 視力補正用レンズ	前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	白内障に対する手術後の無水晶体 眼の視力補正が可能なもの	K282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合
水晶体囊拡張リング	医療用品 (4) 整形用品	眼科用囊腔内リング	水晶体囊の固定が可能なもの	K282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合
高周波電流電気手術器	機械器具 (29) 電気手術器	バイポーラ電極	高周波電流により扁桃組織の切除及び凝固が可能なもの	K377	口蓋扁桃手術
心臓固定用圧子	機械器具 (42) 医療用剥離子	単回使用臓器固定用圧子	心拍動下における心臓手術時に、心臓の特定部位の動きを制限するもの	K552-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）
植込型医薬品注入器	機械器具 (74) 医薬品注入器	皮下用ポート及びカテーテル 長期的使用注入用植込みポート	繰り返し薬液投与を行うために体内に留置するもの	K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置
				K618	中心静脈栄養用植込型カテーテル設置
レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術

		エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ アルゴン・クリプトンレーザ ルビーレーザ 銅蒸気レーザ 色素・アレキサンドライトレーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ			
レーザー手術装置（Ⅱ）	機械器具（31）医療用焼灼器	PDTエキシマレーザ	光線力学療法が可能な波長630nmのエキシマ・ダイレーザ又はYAG・OPOLレーザであるもの	K510-2	光線力学療法
				K526-3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法
				K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
				K872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法
レーザー手術装置（Ⅲ）	機械器具（12）理学診療用器具	体内挿入式レーザ結石破砕装置	経皮的尿路結石破砕が可能なもの	K781	経尿道的尿路結石除去術
	機械器具（31）医療用焼灼器	色素レーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ 色素・アレキサンドライトレーザ			
レーザー手術装置（Ⅳ）	機械器具（31）医療用焼灼器 機械器具（29）電気手術器	ダイオードレーザ 治療用電気手術器	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術
レーザー手術装置（Ⅴ）	機械器具（31）医療用焼灼器	PDT半導体レーザ	原発性悪性脳腫瘍に対する光線力学療法が可能なもの	K169	頭蓋内腫瘍摘出術 注2 原発性悪性脳腫瘍光線力学療法 加算
病変識別マーカ	医療用品（4）整形用品	植込み型病変識別マーカ	肺癌に対する放射線治療において、局所制御率の向上を目的に経内視鏡的に留置する金マーカであること	K509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカ留置術
心臓内三次元画像構築装置	機械器具（21）内蔵機能検査用器具		体表面電極から発生する微弱な電気信号を体外式ペースメーカー用カテーテル電極（磁気センサーを有するものを除く。）等により検出し、三次元心腔内形状を作成し、これらのカテーテル電極にて検出した心電図との合成により三次元画像を構築することが可能なもの	K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術（三次元カラーマッピング加算）
磁気ナビゲーションシステム	機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管	心臓マッピングシステム ワークステーション	磁場の方向を変化させることによりカテーテルの屈曲の制御が可能	K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術 注2 磁気ナビゲーション加算

			なもの		
体外型心臓ペースメーカー	機械器具 (7) 内臓機能代用器	侵襲式体外型心臓ペースメーカー 非侵襲式体外型心臓ペースメーカー 経食道体外型心臓ペースメーカー	不整脈の補正 (心臓ペースング) が可能なもの	K696	体外ペースメーカーキング術
マイクロ波手術器	機械器具 (29) 電気手術器	焼灼術用電気手術ユニット	マイクロ波により組織の止血及び凝固が可能なもの	K697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
				K695	肝切除術
ラジオ波手術器	機械器具 (29) 電気手術器	治療用電気手術器	ラジオ波により組織の凝固が可能なもの	K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
冷凍手術器	機械器具 (31) 医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット	組織の凍結及び壊死が可能なもの	K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)
結紮器及び縫合器	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	体内固定用組織ステープル	直腸粘膜の環状切離及び吻合が可能なもの	K743	痔核手術 5 PPH
体外式衝撃波結石破砕装置 (I)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (II)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (III)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装置	胆石及び腎・尿管結石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
				K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
体外式衝撃波結石破砕装置 (IV)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体外式結石破砕装置	胆石、臍石及び腎・尿路結石の破砕が可能なもの	K678	体外衝撃波胆石破砕術
				K699-2	体外衝撃波臍石破砕術
				K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
恥骨固定式膀胱頸部吊上術用装置	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	尿失禁挙上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うことが可能なもの	K823	尿失禁手術 1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの
経尿道的前立腺高温度治療装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	高周波式ハイパサーミアシステム マイクロ波ハイパサーミアシステム	経尿道的にアプリーケータを挿入して前立腺肥大組織を45度以上まで加温することができるもの	K841-3	経尿道的前立腺高温度治療
超音波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波治療器	経肛門的にプローベを挿入して、超音波により前立腺肥大組織を60度以上まで加熱することができるもの	K841-4	焦点式高エネルギー超音波療法
分娩用吸引器	機械器具 (32) 医療用吸引器	分娩用吸引器	吸引娩出に用いられるもの	K893	吸引娩出術

		手動式分娩用吸引器			
胎児シャント	機械器具（51）医療用嘴管及び 体液誘導管	胎児胸水排出用シャント	胎児の胸水を母体の羊水腔に持続 的に排出することが可能なもの	K910-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術
自家輸血装置	機械器具（7）内臓機能代用器	自己血回収装置 単回使用自己血回収キット	術野から血液を回収して、濃縮及 び洗浄又は濾過を行い、患者の体 内に戻すことが可能なもの	K923	術中術後自己血回収術
自己生体組織接着剤作成 用機器	機械器具（7）内臓機能代用器	血漿成分分離用装置	貯血した自己由来の血漿から、生 体組織接着剤を調整するためのも の	K924	自己生体組織接着剤作成術
超音波手術器	機械器具（12）理学診療用器具	超音波手術器	超音波により組織の凝固、切開又 は破碎が可能なもの	K931	超音波凝固切開装置等加算
超音波吸引器	機械器具（12）理学診療用器具	超音波吸引器	超音波により組織の破碎、乳化又 は吸引が可能なもの	K931	超音波凝固切開装置等加算
電気手術器	機械器具（29）電気手術器	治療用電気手術器	電気により血管及び組織の閉鎖又 は剥離が可能なもの	K931	超音波凝固切開装置等加算
患者適合型手術支援ガイ ド	機械器具（58）整形用機械器具	患者適合型単回使用関節 手術用器械	骨手術における患者適合型の手術 支援ガイドであるもの	K939	画像等手術支援加算 3 患者適合型手術支援ガイドによ るもの
手術用ロボット手術ユニ ット	機械器具（12）理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット	三次元画像を通して、術者の内視 鏡手術器具操作を支援することが 可能なもの	K939-4	内視鏡手術用支援機器加算

「特定保険医療材料の定義について」
(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

訂正箇所

- 15 別表のⅡの078(3)⑬中「特殊型」を「特殊型・骨盤用(Ⅰ)」に改め、⑭ウ中「⑬」を「⑬及び⑭」に改め、⑮イ中「⑭及び⑬」を「⑭、⑬及び⑭」に改め、⑮の次に次のように加える。

⑭ 特殊型・骨盤用(Ⅱ)

次のいずれにも該当すること。

- ア 骨盤に生じた骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨インプラントであること。
- イ 人工股関節置換術(再置換術を含む。)の際に使用する材料であること。
- ウ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
ポーラス状のタンタル

- 24 別表のⅡの123(2)中「標準型及びイリゲーション型」を「標準型(1区分)、イリゲーション型(1区分)及び冷凍アブレーション用(2区分)」に改め、「2区分」を「4区分」に改める。

- 31 別表のⅡの133(21)の次に次のように加える。

(22) 脳血管用ステントセット

定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(07)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「脳動脈ステント」であること。
- ② 頭蓋内動脈狭窄症に対するバルーン拡張式血管形成術用カテーテルを用いた経皮的血管形成術において、血管形成術時に生じた血管解離、急性閉塞若しくは切迫閉塞に対する緊急処置又は他に有効な治療法がない場合の血管形成術後の再治療を目的として使用するステントセット(デリバリーシステムを含む)であること。

- 33 別表のⅡの146(3)の⑤を⑥とし、④を⑤とし、③を④とし、②を③とし、①中「腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)」を「腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・標準型」に改め、①の次に次のように加える。

② 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・AUI型

次のいずれにも該当すること。

- ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。
- イ 腹部大動脈から片側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

- 34 別表のⅡの184の次に次のように加える。

185 オープン型ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であつ

て、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。

- (2) 大動脈疾患の治療を目的に開胸手術により挿入され、体内に留置するステントグラフトであること。

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分 B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

訂正箇所

8 別表Ⅱ 区分 065 に次のように加える。

(4) 切替用

B00206504

12 別表Ⅱ 区分 123 (3) を次のように加える。

(3) 冷凍アブレーション用

[illegible]

[illegible]

「特定保険医療材料の定義について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部訂正について

(傍線の部分は訂正部分)

改 正 後	現 行
(別表) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～056 (略) 057 人工股関節用材料 (1)～(2) (略) (3) ①～③ (略) ④ 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ (直接固定型)・特殊型 (Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。 ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ (再置換用を含む。) であること。 イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 ウ 固定方法が直接固定であること。 エ 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、㉔と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。 ⑤～㉔ (略) 058～185 (略)	(別表) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～056 (略) 057 人工股関節用材料 (1)～(2) (略) (3) ①～③ (略) ④ 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ (直接固定型)・特殊型 (Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。 ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ (再置換用を含む。) であること。 イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。 ウ 固定方法が直接固定であること。 エ 大腿骨側材料の脱臼を防ぐために、㉔と組み合わせて使用し、臼蓋形成用カップとライナー及びライナーと大腿骨ステムヘッドの間で、二つの関節摺動面を確保するものであること。 ⑤～㉔ (略) 058～185 (略)

(別添3参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」

11

I 医科点数表関係

[illegible]

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
 (平成 26 年 6 月 30 日保医発 0630 第 2 号) の一部訂正について

(傍線の部分は訂正部分)

改 正 後	現 行
「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について (別表) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～077 (略) 078 人工骨 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑱ (略) ⑲ 特殊型・骨盤用 (Ⅰ) 次のいずれにも該当すること。 ア ～エ (略) ⑳ 特殊型・骨盤用 (Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。 ア ～ウ (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、標準型(1区分)、イリゲーション型(1区分)及び冷凍アブレーション用(2区分)の合計4区分に区分する。 (3) (略)	「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について (別表) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～077 (略) 078 人工骨 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑱ (略) ⑲ 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア ～エ (略) ⑳ 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア ～ウ (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、標準型、イリゲーション型及び冷凍アブレーション用の合計3区分に区分する。 (3) (略)

133 血管内手術用カテーテル (1)～(21) (略) (22) 脳血管用ステントセット 定義 次のいずれにも該当すること ① 薬事法承認又は認証上、類別が「<u>機械器具 (07) 内臓機能代用器</u>」であって、一般的名称が「<u>脳動脈ステント</u>」であること。 ② 頭蓋内動脈狭窄症に対するバルーン拡張式血管形成術用カテーテルを用いた経皮的血管形成術において、血管形成術時に生じた血管解離、急性閉塞若しくは切迫閉塞に対する緊急処置又は他に有効な治療法がない場合の血管形成術後の再治療を目的として使用する<u>ステントセット (デリバリーシステムを含む)</u> であること。 146 大動脈用ステントグラフト (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① <u>腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・標準型</u> 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略) ② <u>腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・AUI 型</u> 次のいずれにも該当すること。 ア <u>腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。</u> イ <u>腹部大動脈から片側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</u> ③ 腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) ④ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・標準型 次のいずれにも該当すること。	133 血管内手術用カテーテル (1)～(21) (略) (22) 脳血管用ステントセット 定義 次のいずれにも該当すること ① 薬事法承認又は認証上、類別が「<u>機械器具 (07) 内臓機能代用器</u>」であって、一般的名称が「<u>脳動脈ステント</u>」であること。 ② 頭蓋内動脈狭窄症に対するバルーン拡張式血管形成術用カテーテルを用いた経皮的血管形成術において、血管形成術時に生じた血管解離、急性閉塞若しくは切迫閉塞に対する緊急処置又は他に有効な治療法がない場合の血管形成術後の再治療を目的として使用する<u>バルーンカテーテル</u>であること。 146 大動脈用ステントグラフト (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① <u>腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)</u> 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略) ② 腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) ③ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・標準型 次のいずれにも該当すること。
--	---

ア～ウ (略)

- ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・血管分岐部対応型
次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

- ⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分)
次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

185 オープン型ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具 (7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。
(2) 大動脈疾患の治療を目的に開胸手術により挿入され、体内に留置するステントグラフトであること。

ア～ウ (略)

- ④ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ・血管分岐部対応型
次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

- ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分)
次のいずれにも該当すること。

ア・イ (略)

185 オープンステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具 (7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。
(2) 大動脈疾患の治療を目的に開胸手術により挿入され、体内に留置するステントグラフトであること。

(別添 3 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」

(平成 26 年 6 月 30 日保医発 0630 第 2 号) の一部訂正について

(傍線の部分は訂正部分)

改 正 後		現 行																																																																																																																																																																																																							
「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について（平成26年6月30日事務連絡）の一部訂正について		「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について（平成26年6月30日事務連絡）の一部訂正について																																																																																																																																																																																																							
(別表)		(別表)																																																																																																																																																																																																							
I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード		I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード																																																																																																																																																																																																							
<table><tr><th colspan="2">機能区分</th><th colspan="4">機能区分コード</th></tr><tr><td colspan="2">065 人工肩関節用材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) 肩甲骨側材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>01</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>② 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>01</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>(2) 上腕骨側材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>02</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>② 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>02</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>(3) リバース型</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 上腕骨ステム</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>ア 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td>01</td></tr><tr><td>イ 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td>02</td></tr><tr><td>② スペーサー</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>③ インサート</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ア 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>03</td><td>01</td></tr><tr><td>イ 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>03</td><td>02</td></tr><tr><td>④ 関節窩ヘッド</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>04</td><td></td></tr></table>		機能区分		機能区分コード				065 人工肩関節用材料						(1) 肩甲骨側材料						① 標準型	B002	065	01	01		② 特殊型	B002	065	01	02		(2) 上腕骨側材料						① 標準型	B002	065	02	01		② 特殊型	B002	065	02	02		(3) リバース型						① 上腕骨ステム	B002	065	03	01		ア 標準型	B002	065	03	01	01	イ 特殊型	B002	065	03	01	02	② スペーサー	B002	065	03	02		③ インサート						ア 標準型	B002	065	03	03	01	イ 特殊型	B002	065	03	03	02	④ 関節窩ヘッド	B002	065	03	04		<table><tr><td colspan="2">065 人工肩関節用材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) 肩甲骨側材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>01</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>② 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>01</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>(2) 上腕骨側材料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>02</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>② 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>02</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>(3) リバース型</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>① 上腕骨ステム</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td></td></tr><tr><td>ア 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td>01</td></tr><tr><td>イ 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>01</td><td>02</td></tr><tr><td>② スペーサー</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>02</td><td></td></tr><tr><td>③ インサート</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ア 標準型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>03</td><td>01</td></tr><tr><td>イ 特殊型</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>03</td><td>02</td></tr><tr><td>④ 関節窩ヘッド</td><td>B002</td><td>065</td><td>03</td><td>04</td><td></td></tr></table>		065 人工肩関節用材料						(1) 肩甲骨側材料						① 標準型	B002	065	01	01		② 特殊型	B002	065	01	02		(2) 上腕骨側材料						① 標準型	B002	065	02	01		② 特殊型	B002	065	02	02		(3) リバース型						① 上腕骨ステム	B002	065	03	01		ア 標準型	B002	065	03	01	01	イ 特殊型	B002	065	03	01	02	② スペーサー	B002	065	03	02		③ インサート						ア 標準型	B002	065	03	03	01	イ 特殊型	B002	065	03	03	02	④ 関節窩ヘッド	B002	065	03	04	
機能区分		機能区分コード																																																																																																																																																																																																							
065 人工肩関節用材料																																																																																																																																																																																																									
(1) 肩甲骨側材料																																																																																																																																																																																																									
① 標準型	B002	065	01	01																																																																																																																																																																																																					
② 特殊型	B002	065	01	02																																																																																																																																																																																																					
(2) 上腕骨側材料																																																																																																																																																																																																									
① 標準型	B002	065	02	01																																																																																																																																																																																																					
② 特殊型	B002	065	02	02																																																																																																																																																																																																					
(3) リバース型																																																																																																																																																																																																									
① 上腕骨ステム	B002	065	03	01																																																																																																																																																																																																					
ア 標準型	B002	065	03	01	01																																																																																																																																																																																																				
イ 特殊型	B002	065	03	01	02																																																																																																																																																																																																				
② スペーサー	B002	065	03	02																																																																																																																																																																																																					
③ インサート																																																																																																																																																																																																									
ア 標準型	B002	065	03	03	01																																																																																																																																																																																																				
イ 特殊型	B002	065	03	03	02																																																																																																																																																																																																				
④ 関節窩ヘッド	B002	065	03	04																																																																																																																																																																																																					
065 人工肩関節用材料																																																																																																																																																																																																									
(1) 肩甲骨側材料																																																																																																																																																																																																									
① 標準型	B002	065	01	01																																																																																																																																																																																																					
② 特殊型	B002	065	01	02																																																																																																																																																																																																					
(2) 上腕骨側材料																																																																																																																																																																																																									
① 標準型	B002	065	02	01																																																																																																																																																																																																					
② 特殊型	B002	065	02	02																																																																																																																																																																																																					
(3) リバース型																																																																																																																																																																																																									
① 上腕骨ステム	B002	065	03	01																																																																																																																																																																																																					
ア 標準型	B002	065	03	01	01																																																																																																																																																																																																				
イ 特殊型	B002	065	03	01	02																																																																																																																																																																																																				
② スペーサー	B002	065	03	02																																																																																																																																																																																																					
③ インサート																																																																																																																																																																																																									
ア 標準型	B002	065	03	03	01																																																																																																																																																																																																				
イ 特殊型	B002	065	03	03	02																																																																																																																																																																																																				
④ 関節窩ヘッド	B002	065	03	04																																																																																																																																																																																																					

	⑤ ベースプレート									
	ア 標準型	B002	065	03	05	01				
	イ 特殊型	B002	065	03	05	02				
	(4) 切換用	B002	065	04						
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル										
	(1) 標準型	B002	123	01						
	(2) イリゲーション型	B002	123	02						
	(3) 冷凍アブレーション用									
	① バルーン型	B002	123	03	01					
	② 補完型	B002	123	03	02					

	⑤ ベースプレート									
	ア 標準型	B002	065	03	05	01				
	イ 特殊型	B002	065	03	05	02				
	⑥ 切換用	B002	065	03	06					
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル										
	(1) 標準型	B002	123	01						
	(2) イリゲーション型	B002	123	02						
	(3) 冷凍アブレーション型									
	① バルーン型	B002	123	03	01					
	② 補完型	B002	123	03	02					